

~~二廃止~~
産業廃棄物処理業 届出書
変更

令和2年10月12日

北海道知事 鈴木 直道 様

届出者

住 所 札幌市東区丘珠町647番地5

氏 名 北海道衛生工業株式会社

代表取締役社長 岡村 龍一

電話番号 011-783-1432



平成25年11月15日付け第00100016510号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について(廃止・変更)したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業 又は変更した 事項の内容 (規則第10条の 10第1項第2 号に掲げる事 項を除く。)	車両 26 台 (3台廃止)	車両 29 台

変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
氏 名	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

廃止又は 変更の理由	・経年劣化により2台を、また、リース終了により1台を廃止したため。
-------------------	-----------------------------------

備 考

1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。

2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 若持製薬局保健環境部環境衛生課)



運搬車両一覧

令和2年10月11日

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	清掃車	札幌800は21-62	8,970kg	北海道衛生工業(株)	
2	清掃車	札幌800は33-28	8,970kg	北海道衛生工業(株)	
3	散水車	札幌800は21-59	7,500kg	北海道衛生工業(株)	
4	タンク車	札幌800そ33-96	3,400kg	北海道衛生工業(株)	
	キャブオーバー	札幌100ち75-88	3,000kg	北海道衛生工業(株)	廃車処分により廃止
5	清掃車	札幌800は37-91	9,050kg	所有者 兼松エンジニアリング(株)	
6	ダンプ	札幌100は77-24	7,500kg	所有者 GOS(株)	
7	清掃車	札幌800は38-31	5,170kg	所有者(株)札幌北洋リース	
8	ダンプ	札幌100は84-62	9,500kg	所有者 GOS(株)	
9	脱着装置付 コンテナ専用車	札幌100つ68-54	3,850kg	所有者(株)札幌北洋リース	
10	塵芥車	札幌800は41-96	5,300kg	所有者 三井住友パナソニックファイナンス	
11	ダンプ	札幌100は85-80	9,300kg	所有者 (株)札幌北洋リース	
12	ダンプ 土砂禁	札幌100て18-01	3,100kg	所有者ワールドテック(株)	
13	ダンプ 土砂禁	札幌100て18-02	3,100kg	所有者ワールドテック(株)	
14	ダンプ	札幌100は95-95	8,600kg	所有者 GOS(株)	
15	塵芥車	札幌800は46-38	4,300kg	北海道衛生工業(株)	
	塵芥車	札幌800は46-37	3,400kg	北海道衛生工業(株)	廃車処分により廃止
	キャブオーバー	札幌100わ55-62	2,450kg	所有者富士レンタル(株)	リース終了により廃止
16	キャブオーバー	札幌100は98-39	7,400kg	所有者 GOS(株)	
17	ダンプ	札幌100は96-43	8,400kg	北海道衛生工業(株)	
18	キャブオーバー	札幌400ほ87-88	1,000kg	北海道衛生工業(株)	

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
19	清掃車	札幌 88た13-89	5,800kg	北海道衛生工業(株)	
20	ダンプ	札幌100ひ 1-03	8,600kg	所有者 (株)札幌北洋 リース	
21	糞尿車	札幌800は48-99	6,500kg	北海道衛生工業(株)	
22	キャブオーバー	札幌100ひ 5-10	5,900kg	所有者 北海道リー ス(株)	
23	清掃車	札幌800は49-16	8,200kg	所有者 北海道リー ス(株)	
24	塵芥車	札幌800は49-95	6,500kg	所有者 オリックス 自動車(株)	
25	キャブオーバー	札幌100ひ 7-93	7,700kg	所有者 (株)札幌北洋 リース	
26	清掃車	札幌800は50-29	8,980kg	所有者 オリックス 自動車(株)	

(備考)

- 1 自動車検査証(車検証)に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 2 借用车の場合、賃貸契約書等の写し(原則として1年以上の使用権原のあるもの)を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用车に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 3 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること(車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両は、「鉦さい」、「かたき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を収集運搬することはできない。)
- 4 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 5 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。

(日本工業規格 A4)